

令和 2 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案

その 2

令和 2 年 6 月 2 3 日 提出



目 次

議案第 6 8 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 8 号) -----	1
議案第 6 9 号	令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 2 号) -----	1 7
議案第 7 0 号	令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 2 号) -----	2 6
議案第 7 1 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	3 2
議案第 7 2 号	茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅 ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例 -----	3 4
議案第 7 3 号	茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費 用弁償及び期末手当に関する条例の一 部を改正する条例 -----	3 6
議案第 7 4 号	茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に 関する条例の一部を改正する条例 -----	3 8
議案第 7 5 号	農業委員会委員の任命について-----	3 9
議案第 7 6 号	農業委員会委員の任命について-----	4 2
議案第 7 7 号	農業委員会委員の任命について-----	4 4
議案第 7 8 号	農業委員会委員の任命について-----	4 6
議案第 7 9 号	農業委員会委員の任命について-----	4 8
議案第 8 0 号	農業委員会委員の任命について-----	5 0
議案第 8 1 号	農業委員会委員の任命について-----	5 2

議案第 8 2 号	農業委員会委員の任命について-----	5 4
議案第 8 3 号	農業委員会委員の任命について-----	5 6
議案第 8 4 号	農業委員会委員の任命について-----	5 8
議案第 8 5 号	農業委員会委員の任命について-----	6 0
議案第 8 6 号	農業委員会委員の任命について-----	6 2
議案第 8 7 号	農業委員会委員の任命について-----	6 4
議案第 8 8 号	農業委員会委員の任命について-----	6 6

令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795,387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,311,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		39,236,312	404,301	39,640,613
	1 国庫負担金	11,223,073	136,152	11,359,225
	2 国庫補助金	27,961,850	268,149	28,229,999
17 県支出金		5,662,895	9,322	5,672,217
	2 県補助金	1,093,926	8,861	1,102,787
	3 委託金	495,737	461	496,198
20 繰入金		2,033,921	379,479	2,413,400
	2 基金繰入金	2,024,630	379,479	2,404,109
21 繰越金		981,589	2,285	983,874
	1 繰越金	981,589	2,285	983,874
歳 入 合 計		100,515,926	795,387	101,311,313

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		59,696,833	469,693	60,166,526
	1 社会福祉費	38,966,407	183,821	39,150,228
	2 児童福祉費	16,525,553	285,872	16,811,425
4 衛生費		7,917,991	901	7,918,892
	1 保健衛生費	4,533,170	901	4,534,071
5 労働費		230,607	13,692	244,299
	1 労働諸費	230,607	13,692	244,299
7 商工費		2,071,814	308,000	2,379,814
	1 商工費	2,071,814	308,000	2,379,814
9 消防費		2,537,402	2,640	2,540,042
	1 消防費	2,537,402	2,640	2,540,042
10 教育費		6,192,666	461	6,193,127
	1 教育総務費	1,027,441	461	1,027,902
歳 出 合 計		100,515,926	795,387	101,311,313

## 第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
5 労働費	1 労働諸費	新型コロナウイルス感染症対策事業	12,000



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	39,236,312	404,301	39,640,613
17 県支出金	5,662,895	9,322	5,672,217
20 繰入金	2,033,921	379,479	2,413,400
21 繰越金	981,589	2,285	983,874
歳入合計	100,515,926	795,387	101,311,313

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	59,696,833	469,693	60,166,526
4 衛生費	7,917,991	901	7,918,892
5 労働費	230,607	13,692	244,299
7 商工費	2,071,814	308,000	2,379,814
9 消防費	2,537,402	2,640	2,540,042
10 教育費	6,192,666	461	6,193,127
歳 出 合 計	100,515,926	795,387	101,311,313

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
413,162	0	0	56,531
0	0	0	901
0	0	0	13,692
0	0	0	308,000
0	0	0	2,640
461	0	0	0
413,623	0	0	381,764

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	39,236,312	404,301	39,640,613
1 国庫負担金	11,223,073	136,152	11,359,225
1 民生費国庫負担金	11,187,251	136,152	11,323,403
2 国庫補助金	27,961,850	268,149	28,229,999
2 民生費国庫補助金	25,830,494	268,149	26,098,643
17 県支出金	5,662,895	9,322	5,672,217
2 県補助金	1,093,926	8,861	1,102,787
2 民生費県補助金	934,954	8,861	943,815
3 委託金	495,737	461	496,198
4 教育費委託金	0	461	461
20 繰入金	2,033,921	379,479	2,413,400
2 基金繰入金	2,024,630	379,479	2,404,109
2 財政調整基金繰入金	1,817,116	379,479	2,196,595
21 繰越金	981,589	2,285	983,874
1 繰越金	981,589	2,285	983,874
1 繰越金	981,589	2,285	983,874
歳 入 合 計	100,515,926	795,387	101,311,313

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	136,152	2 住居確保給付金支給事業費負担金 (3 / 4)	136,152
2 児童福祉費補助金	268,149	4 子ども・子育て支援交付金 (1 / 3) 16 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 (10 / 10) 17 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 (10 / 10)	8,461 241,500 18,188
2 児童福祉費補助金	8,861	6 子ども・子育て支援交付金 (1 / 3) 11 認可外保育施設保育料支援事業費補助金 (1 / 2)	8,461 400
1 教育総務費委託金	461	1 かながわ学びづくり推進地域研究委託金	461
1 財政調整基金繰入金	379,479	1 財政調整基金繰入金	379,479
1 前年度繰越金	2,285	1 前年度繰越金	2,285

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	59,696,833	469,693	60,166,526		
1 社会福祉費	38,966,407	183,821	39,150,228		
1 社会福祉総務費	5,271,526	183,821	5,455,347	国庫支出金	136,152
				一般財源	47,669
2 児童福祉費	16,525,553	285,872	16,811,425		
1 児童福祉総務費	4,424,376	3,864	4,428,240	国庫支出金	3,064
				県支出金	400
				一般財源	400
2 児童保育費	10,676,902	256,624	10,933,526	国庫支出金	256,624

節		区 分	金 額	説 明
19	負担金補助及び交付金		181,536	130 介護保険事業特別会計繰出金 2,285 210 住居確保給付金支給事業費 181,536 2 新型コロナウイルス感染症対策事業費 181,536
28	繰出金		2,285	
3	職員手当等		3,064	10 職員給与費 3,064
	6 時間外勤務手当		3,064	240 新型コロナウイルス感染症対策事業費 800
19	負担金補助及び交付金		800	
1	報酬		714	110 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 256,624 1 ひとり親世帯臨時特別給付金 241,500 2 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費 15,124
4	共済費		7	
9	旅費		51	
	1 費用弁償		51	
11	需用費		450	
	1 消耗品費		300	
	4 印刷製本費		150	
12	役務費		1,002	
	1 通信運搬費		595	
	3 手数料		407	
13	委託料		12,900	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 地域児童福祉費	842,756	25,384	868,140	国庫支出金	8,461
				県支出金	8,461
				一般財源	8,462
4 衛生費	7,917,991	901	7,918,892		
1 保健衛生費	4,533,170	901	4,534,071		
1 保健衛生総務費	3,012,984	901	3,013,885	一般財源	901
5 労働費	230,607	13,692	244,299		
1 労働諸費	230,607	13,692	244,299		
1 労働諸費	230,607	13,692	244,299	一般財源	13,692
7 商工費	2,071,814	308,000	2,379,814		
1 商工費	2,071,814	308,000	2,379,814		
1 商工振興費	1,977,806	308,000	2,285,806	一般財源	308,000
9 消防費	2,537,402	2,640	2,540,042		
1 消防費	2,537,402	2,640	2,540,042		
1 常備消防費	2,419,036	2,640	2,421,676	一般財源	2,640



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	241,500		
22 補償補填及び賠償金	25,384	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	25,384
3 職員手当等	901	10 職員給与費	901
8 特殊勤務手当	901		
8 報償費	12,000	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	13,692
11 需用費	1,692		
1 消耗品費	1,692		
19 負担金補助及び交付金	308,000	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	308,000
3 職員手当等	2,640	10 職員給与費	2,640
8 特殊勤務手当	2,640		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 教育費	6,192,666	461	6,193,127		
1 教育総務費	1,027,441	461	1,027,902		
2 事務局費	1,020,723	461	1,021,184	県支出金	461
歳 出 合 計	100,515,926	795,387	101,311,313		

教育費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8 報償費	390	60 学校教育指導関係経費 461 3 かながわ学びづくり推進地域研究事業費 461
11 需用費	71	
1 消耗品費	71	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
	報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,099,032	5,496,123	12,525,558	2,258,624	14,784,182	
補正前	1,098,318	5,489,518	12,518,239	2,258,617	14,776,856	
比較	714	6,605	7,319	7	7,326	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)			
	補正後	611,027	18,701			
	補正前	607,963	15,160			
	比較	3,064	3,541			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,383,987	11,314,390	13,453,277	
補正前	5,377,382	11,307,785	13,446,672	
比較	6,605	6,605	6,605	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	補正後	611,027	18,701	
	補正前	607,963	15,160	
	比較	3,064	3,541	

イ 会計年度任用職員

区分	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
	報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,099,032	1,211,168	119,737	1,330,905	
補正前	1,098,318	1,210,454	119,730	1,330,184	
比較	714	714	7	721	

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	6,605	制度改正に伴う増減分	3,541	特殊勤務手当 3,541 千円
		その他の増減分	3,064	時間外勤務手当 3,064 千円

令和2年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,852千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,127,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,254,987	4,567	3,259,554
	2 国庫補助金	576,773	4,567	581,340
6 繰入金		2,864,138	2,285	2,866,423
	1 一般会計繰入金	2,647,182	2,285	2,649,467
歳 入 合 計		16,120,560	6,852	16,127,412

### 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		465,011	6,852	471,863
	1 総務管理費	312,449	6,852	319,301
歳 出 合 計		16,120,560	6,852	16,127,412

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,254,987	4,567	3,259,554
6 繰入金	2,864,138	2,285	2,866,423
歳入合計	16,120,560	6,852	16,127,412

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	465,011	6,852	471,863
歳 出 合 計	16,120,560	6,852	16,127,412



(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
4,567	0	2,285	0
4,567	0	2,285	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	3,254,987	4,567	3,259,554
2 国庫補助金	576,773	4,567	581,340
6 介護保険事業費補助金	0	4,567	4,567
6 繰入金	2,864,138	2,285	2,866,423
1 一般会計繰入金	2,647,182	2,285	2,649,467
1 一般会計繰入金	2,647,182	2,285	2,649,467
歳 入 合 計	16,120,560	6,852	16,127,412

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護保険事業 費補助金	4,567	1 介護保険事業費補助金	4,567
3 事務費繰入金	2,285	1 事務費繰入金	2,285

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	465,011	6,852	471,863		
1 総務管理費	312,449	6,852	319,301		
1 一般管理費	312,449	6,852	319,301	国庫支出金	4,567
				そ の 他	2,285
歳 出 合 計	16,120,560	6,852	16,127,412		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	6,852	30 介護保険事務処理システム改修事業費	6,852

## 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	11,706,234千円	32,981千円	11,739,215千円
第1項 医業収益	10,356,825千円	32,981千円	10,389,806千円
支出			
第1款 病院事業費用	12,225,793千円	32,981千円	12,258,774千円
第1項 医業費用	11,985,260千円	32,981千円	12,018,241千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	6,265,125千円	32,981千円	6,298,106千円

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			11,706,234	32,981	11,739,215	
	1 医業収益		10,356,825	32,981	10,389,806	
		1 入院収益	6,688,522	29,696	6,718,218	
		2 外来収益	3,321,024	3,285	3,324,309	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,225,793	32,981	12,258,774	
	1 医業費用		11,985,260	32,981	12,018,241	
		1 給与費	6,293,056	32,981	6,326,037	

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	給与費		合計 (千円)
	職員手当 (千円)	計 (千円)	
補正後	2,309,115	5,369,636	6,298,106
補正前	2,276,134	5,336,655	6,265,125
比較	32,981	32,981	32,981
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	
	補正後	286,817	
	補正前	253,836	
	比較	32,981	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)
	職員手当 (千円)	計 (千円)	
補正後	2,227,660	4,365,568	5,179,238
補正前	2,196,610	4,334,518	5,148,188
比較	31,050	31,050	31,050
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	
	補正後	284,886	
	補正前	253,836	
	比較	31,050	

(2) 会計年度任用職員

区分	給与費		合計 (千円)
	職員手当 (千円)	計 (千円)	
補正後	81,455	1,004,068	1,118,868
補正前	79,524	1,002,137	1,116,937
比較	1,931	1,931	1,931
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	
	補正後	1,931	
	補正前		
	比較	1,931	



## 2 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	32,981	制度改正に伴う増減分 32,981	特殊勤務手当 32,981 千円	

令和 2 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院  
収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	11,706,234	32,981	11,739,215
1 医業収益	10,356,825	32,981	10,389,806
1 入院収益	6,688,522	29,696	6,718,218
2 外来収益	3,321,024	3,285	3,324,309

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,225,793	32,981	12,258,774
1 医業費用	11,985,260	32,981	12,018,241
1 給与費	6,293,056	32,981	6,326,037

事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 入院収益	29,696	
1 外来収益	3,285	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
6 医師手当	6,438	
7 看護師手当	19,660	
8 医療技術員手当	6,883	

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

を

茅ヶ崎市環境審議会	茅ヶ崎市環境基本計画の策定及び変更、環境に関する市の主要な施策又は方針の立案、環境施策の報告その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、環境の保全及び創造に関し必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。	20人以内
茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づく茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内

茅ヶ崎市環境審議会	茅ヶ崎市環境基本計画の策定及び変更、環境に関する市の主要な施策又は方針の立案、環境施策の報告その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、環境の保全及び創造に関し必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。	20人以内
-----------	---	-------

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 温暖化対策推進協議会委員の項を削る。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を茅ヶ崎市環境基本計画に包含させ、これを茅ヶ崎市環境審議会が審議することにより、環境施策をより総合的に推進するため提案する。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の特例)

4 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、市長が定めるものに従事したときは、感染症業務手当を支給する。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第5項の規定の例により感染症業務手当に相当する報酬を支給する。この場合において第7条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（以下「新特殊勤務手当条例」という。）附則第4項及び第5項の規定は、令和2年2月7日から適用し、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「新会計年度任用職員報酬等条例」という。）附則第2項の規定は、同年4

月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の内払)

- 3 新特殊勤務手当条例附則第4項の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(以下「旧特殊勤務手当条例」という。)第7条の規定に基づいて支給された感染症業務手当は、同項の規定による感染症業務手当の内払とみなす。

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当に相当する報酬の内払)

- 4 新会計年度任用職員報酬等条例附則第2項の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条の規定に基づいて支給された同条の規定によりその例によることとされた旧特殊勤務手当条例第7条に規定する感染症業務手当に相当する報酬は、同項の規定によりその例によることとされた新特殊勤務手当条例附則第4項の規定による感染症業務手当に相当する報酬の内払とみなす。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を定めるため提案する。

## 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「勤務しないときは」の次に「、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項及び第10条第1項において「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「年末年始の休日等」という。）である場合」を加える。

第9条第1項第1号中「次条」を「次条第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条」に、「会計年度任用職員」を「場合」に改め、同条第4項中「（以下「年末年始の休日」という。）」を削る。

第10条第1項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（次の各号に掲げる会計年度任用職員にあつては、当該各号に定める日）及び年末年始の休日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日）」を「月額により基本報酬を定める会計年度任用職員（以下この項において単に「会計年度任用職員」という。）が祝日法による休日等（毎日曜日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、規則で定めるものにあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等」に改め、「命ぜられた」の次に「場合は、当該」を加え、「第13条第3項各号」を「第13条第3項第1号」に改め、各号を削り、同条第2項中「年末年始の休日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

第14条中「年末年始の休日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

第18条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、休日勤務手当に相当する報酬を支給する会計年度任用職員の範囲を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第5条第1項第7号中「第2項」を「第3項」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「第1項又は第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 浄化槽保守点検業者は、前項の浄化槽管理士に第2条第2項に定める登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士の資質の向上のための研修として規則で定めるものを受講させなければならない。

第12条第1項第4号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるため提案する。

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市高田（以下略）  
氏 名 阿 部 富 美  
生年月日 昭和40年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市高田（以下略）

阿 部 富 美

昭和40年（以下略）

経 歴

（以下略）

参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項、第3項及び第4項省略)

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市中島（以下略）  
氏 名 石 射 祥 光  
生年月日 昭和17年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市中島 (以下略)

石 射 祥 光

昭和17年 (以下略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市芹沢（以下略）  
氏 名 石 腰 明 美  
生年月日 昭和30年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。



経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市芹沢（以下略）

石 腰 明 美  
昭和 30 年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）  
氏 名 遠藤 信行  
生年月日 昭和19年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）

遠 藤 信 行

昭和19年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市赤羽根（以下略）  
氏 名 小 澤 昇  
生年月日 昭和30年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市赤羽根（以下略）

小 澤 昇

昭和30年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和2年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市芹沢（以下略）  
氏 名 齋藤和子  
生年月日 昭和24年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市芹沢 (以下略)

齋 藤 和 子

昭和24年 (以下略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市円蔵（以下略）  
氏 名 鈴木 邦 夫  
生年月日 昭和 24 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。



経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市円蔵 (以下略)

鈴 木 邦 夫

昭和24年 (以下略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市萩園（以下略）  
氏 名 高橋 久雄  
生年月日 昭和 29 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市萩園（以下略）

高 橋 久 雄

昭和29年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市下寺尾 (以下略)  
氏 名 野崎 雅博  
生年月日 昭和 27 年 (以下略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市下寺尾 (以下略)

野 崎 雅 博

昭和 27 年 (以下略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市小桜町（以下略）  
氏 名 原 田 勝 幸  
生年月日 昭和 32 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市小桜町 (以下略)

原 田 勝 幸

昭和32年 (以下略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）  
氏 名 廣瀬 正 実  
生年月日 昭和 23 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。



経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）

廣 瀬 正 実

昭和23年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市香川（以下略）  
氏 名 三 橋 清 高  
生年月日 昭和 52 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市香川（以下略）

三 橋 清 高

昭和52年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）  
氏 名 村 越 重 芳  
生年月日 昭和 24 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）

村 越 重 芳

昭和24年（以下略）

経 歴

（以下略）

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 茅ヶ崎市堤（以下略）  
氏 名 吉 田 恵 子  
生年月日 昭和 32 年（以下略）

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市堤 (以下略)

吉 田 恵 子

昭和 32 年 (以下略)

経 歴

(以下略)





